

議案第16号

岩倉市介護保険条例の一部改正について

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例

岩倉市介護保険条例（平成12年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「28,800円」を「29,700円」に改め、同項第2号中「36,300円」を「37,400円」に改め、同項第3号中「43,300円」を「44,500円」に改め、同項第4号中「50,800円」を「52,300円」に改め、同項第5号中「57,700円」を「59,400円」に改め、同項第6号中「65,200円」を「67,100円」に改め、同号ア中「という。）」を「という。）」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」に改め、同項第7号中「72,200円」を「74,200円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第8号中「86,600円」を「89,100円」に改め、同号ア中「1,900,000円以上2,900,000円」を「2,000,000円以上3,000,000円」に改め、同項第9号中「95,300円」を「98,000円」に改め、同号ア中「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第10号中「101,000円」を「104,000円」に改め、同項第11号中「106,800円」を「109,900円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「25,900円」を「26,700円」に改める。

第16条中「第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主」を「被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」に改める。

附則第6条中「これら」を「同条」に、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「租税特別措置法」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の岩倉市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の介護保険料率から適用し、平成29年度分までの介護保険料率については、なお従前の例による。